

平成30年度 日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

四天王寺羽曳丘高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する「給付奨学生採用候補者選考会議」に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

（1）人物について

以下の全てに該当すること

- ① 進学目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 聖徳太子の仏教精神の理解に努め、校則を遵守し、本校生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

（2）学力及び資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等（注2）は③に該当すること）

- ① 調査書における学習成績概評が「A」（評定平均値 4.3 以上）に該当する
- ② ア～ウのいずれかに該当、かつ、（i）に該当する
 - ア： 部活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
 - イ： 生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる
 - ウ： ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる（i）： 調査書における学習成績概評が概ね「B」（評定平均値 3.5～4.2）に該当する
- ③ 以下のいずれかに該当する
 - ア： 評定平均値 3.5 以上の教科又は科目が 1 つ以上ある
 - イ： 進学先での学修に対する意欲が認められる

(3) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

①・市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）

- ・住民税（市区町村民税所得割）非課税世帯は、認定所得金額が第一種奨学金の収入基準額以下であることに加えて、本人及び家計支持者の保有する資産（預貯金、有価証券、現金等）の合計額が、資産基準額（家計支持者2人：2,000万円、1人：1,250万円）以下であること
- ・社会的養護を必要とする人は、本人の資産が資産基準額（本人：1,250万円）以下であること

（注1）「直系尊属からの教育資金の一括贈与」を受けている場合は、たとえ本校で推薦されても、機構の選考基準で不採用となる場合がある

尚、「教育資金の一括贈与」とは、祖父母（贈与者）が、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出した際、この資金について、子・孫ごとに1,500万円まで（学校等以外の者に支払われるものについては500万円を限度）を非課税とする税制措置を指す

② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）

③ 以下（注2）の施設等に入所していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注2）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

- ・児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- ・児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ・児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ・里親（同法第6条の4に規定する者）